

奥山工場維持管理状況報告書について

平成 23 年 1 月 28 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が公布されました。この省令において、平成 23 年 4 月 1 日より、廃棄物処理施設の設置者が、施設の維持管理情報をインターネット等により公表することが義務付けられました。下関市においても、ごみ焼却施設である奥山工場の維持管理状況を公表することとしました。公表する情報は以下のとおりです。

公表すべき維持管理の状況に関する情報

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 の 2」

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
2. 燃焼室中の燃焼ガスの温度、測定位置、測定結果年月日、測定結果
3. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度、測定位置、測定結果年月日、測定結果
4. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度、測定位置、測定結果年月日、測定結果
5. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、測定位置、測定結果年月日、測定結果
6. 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）、測定位置、測定結果年月日、測定結果

上記項目について、別添維持管理状況報告書にて公表いたします。